

おるご~る

No.
219

男女共同参画

わこうプラン推進委員だより

企画人権課 人権文化交流担当 ☎424-9088

結婚したら苗字はどうする? ~海外の友人夫婦の選択

わこうプラン推進委員

土田 那津子



以前、パスポート更新時、旧姓併記と署名の旧姓表記を申請しました。運転免許証などと同様、パスポートも旧姓併記が認められています。ところが戸籍上の姓と署名が異なるという理由で、パスポートセンターから「事情説明書」を求められ、受理までに1時間要しました(なお、現在は「事情説明書」は不要となりました)。私が愛着を感じ、職場や日常で使っている旧姓表記を続けることは誰かの許可を得なければならぬ後ろめたいことなのか?とこのときは、非常に不愉快な気持ちになりました。

法律で夫婦同姓が強制されているのは、世界中で日本だけと言われています。例えば、オランダの友人夫婦は、姓の変更に伴うキャリアの分断などへの懸念から、別姓を選択しています。「結婚でどちらか(その

多くは女性)が、姓を変える制度は不公平」と友人は憤ります。

また、オーストラリアの男性と国際結婚した友人も別姓を選択しています。二重国籍の子どもたちは、日本語名は母方の姓、英語名は父方の姓を使用しています。友人によれば、多文化社会のオーストラリアでは、家族が別々の姓でも珍しくないようです。

このように海外で暮らす私の友人たちは、家族で異なる姓を選んでいますが、愛情と信頼で結ばれた仲のよい家族です。私の夫も、公私共に通称使用を賜く私の考えを理解しています。姓を変えたい人、変えたくない人、それぞれの希望にそった選択肢があることが誰にとっても幸せな社会だと思います。日本でも選択的夫婦別姓制度が早く実現してほしいと願うばかりです。